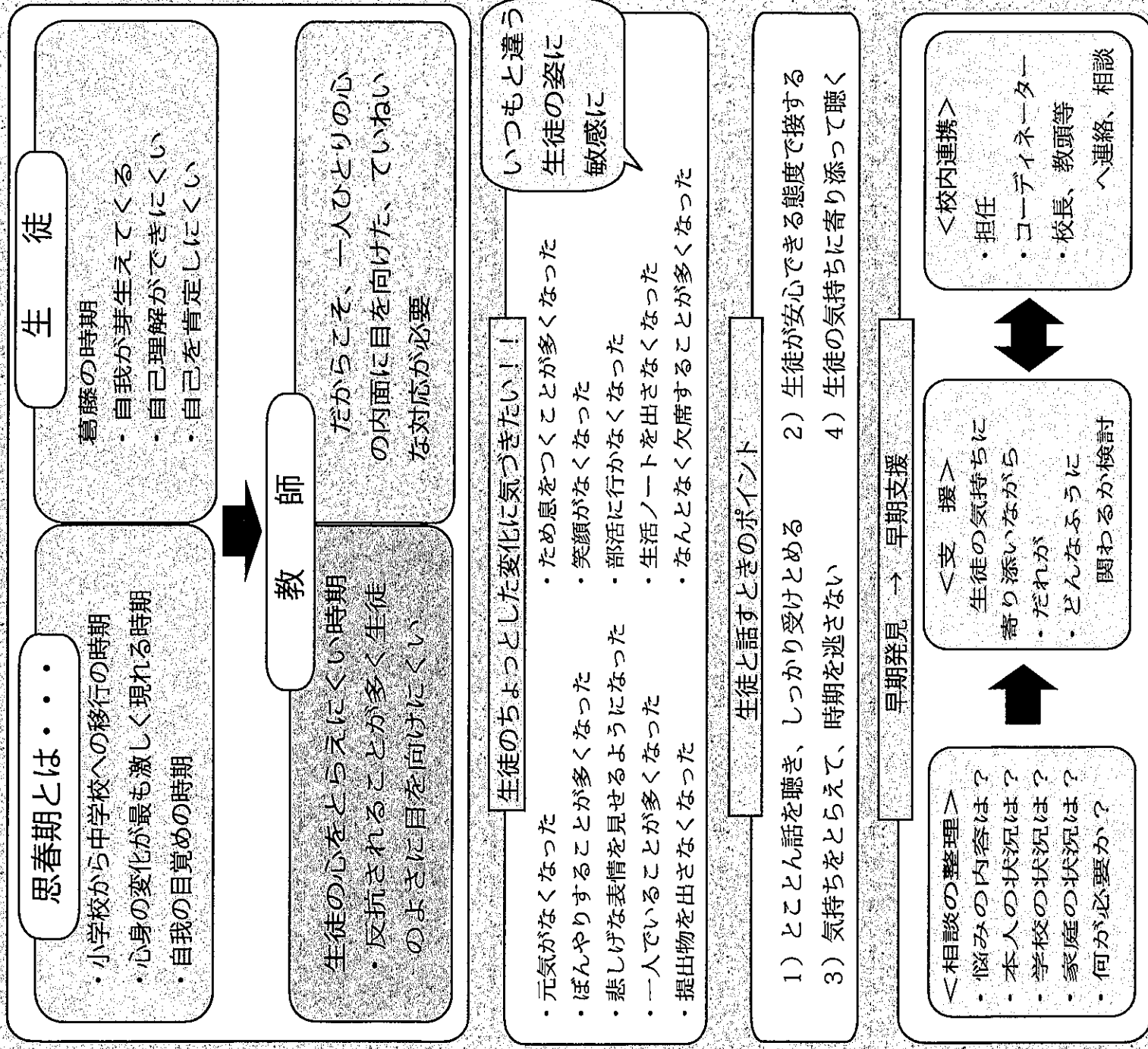


早期発見と早期支援のための生徒理解

中学1年生は思春期の揺れと新しい環境の中で、心は不安や悩みストレスでいっぱいです。そこで、中学校ではいち早くその兆候をとらえ、支えていくことが大切です。



チームとしての学校教育相談体制

不登校は、取り巻く環境によってはどんな児童生徒でも起こり得るものであり、児童生徒の最善の利益を優先に支援を行っていきます。また、学校が組織として子ども達の社会的な自立を支援していきます。

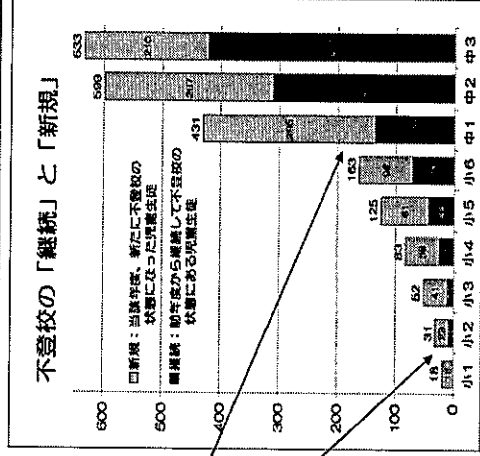
不登校支援の取組（3つの段階）	
未然防止	すべての児童生徒を対象とした 魅力ある学校づくりを目指す取組
初期対応	前年度不登校でなかった 児童生徒の「休みはじめ」への支援
	前年度不登校だった 児童生徒の「休みはじめ」への支援
社会的な 自立支援	不登校の状態にある 児童生徒への支援
	集団指導 個別支援

左の表は、学校が組織的に行う不登校支援の取組は、「未然防止」「初期対応」「社会的な自立支援」の3つの段階に分類します。支援のあり方を検討する際には、子ども状況を把握した上で、どの段階の支援が必要なのか整理します。

また、「チーム学校」の視点から「未然防止」「初期対応」「社会的な自立支援」の各段階において、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携していきます。

③ 不登校児童生徒の「継続」と「新規」の内訳を把握する

右のグラフは、本県における不登校児童生徒数を、学年別に「継続」と「新規」の内訳とともに示したものです。



小学6年生のときに不登校の状態だった児童163人が、中学1年生になったときに不登校が継続していた割合は83.4%（136人）

小学1年生のときに不登校の状態だった児童181人が、小学2年生になったときに不登校が継続していた割合は44.4%（81人）

不登校の経験のある子どもは再び不登校になる可能性が高いということを踏まえて、過去の欠席状況や支援に関わる情報を引継ぐなど「支援の連続性」を意識した取組を推進しましょう。

文部科学省「児童生徒の出席行状等と生活指導上の課題等に関する調査」平成23年度～27年度調査における本県の平均値
調査対象：市内小中学校（国公立校）

項目：不登校の背景として考えられる状況	割合（継続割合）			参照ページ
	小中学校	中学校	高校	
① いじめ	11.6%	1.7%	0.4%	P.9
② いじめと関係なく友人関係をめぐる問題	14.5%	21.0%	15.4%	
③ 教員間との関係をめぐる問題	4.7%	1.9%	1.0%	P.10
④ 学業の不調	9.2%	18.1%	11.0%	
⑤ 進路にかかわる不安	0.5%	2.5%	3.0%	
⑥ フラップ活動、部活動への不参加	0.1%	2.8%	2.1%	P.11
⑦ 学校のきまり等をめぐる問題	0.4%	1.1%	2.0%	
⑧ 入学、転入、転出、進級時の不登校	9.0%	9.5%	4.5%	
⑨ 家庭の生活の急激な変化	9.4%	4.9%	2.6%	
⑩ 親子関係をめぐる問題	16.4%	10.2%	5.2%	
⑪ 家庭内の不和	5.8%	4.6%	2.6%	
⑫ 家庭の経済状況				
⑬ 親身による欠席	8.9%	9.0%	12.8%	
⑭ その他・非行	0.6%	4.2%	1.8%	
⑮ 無気力	17.1%	22.7%	26.7%	
⑯ 不安定な情緒的混乱	42.4%	32.9%	25.0%	
⑰ 身体的な拒否	3.4%	4.0%	1.8%	P.13
⑱ 発達障害あり				P.14

注）「表中の割合（%）」は、平成24年度～26年度調査の本県における平均値、「表中の割合（%）」が「一」の項目は上記調査に項目がないためデータなし

左の表は、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の「不登校の背景として考えられる状況」について、長野県の平均値を項目別に割合で示したものです。不登校の背景への理解を多面的多角的に深め、具体的な支援に結びつけます。

教育相談コーディネーターの役割

具体的な支援を行うためには、課題解決に向けた推進役が必要です。組織的な支援体制を維持し、効果的な支援を行うためには、校内における初動段階のアセスメントをはじめ、関係者との連絡調整や情報の伝達を行う「教育相談コーディネーター」の役割が重要になります。

◆ 教育相談コーディネーターの役割

ポイント

- 相談活動に関わる児童生徒、保護者、教職員等のニーズの把握。
- 相談活動に関わる計画や立案。
- 支援が必要な児童生徒を把握するための「スクリーニング会議」の開催。
- 児童生徒、保護者、教職員に対するSCやSSWの周知と相談の受付。
- SCやSSWと効果的に連携するための調整。
- 個人情報保護に配慮した、個別相談記録等の情報管理。
- 学年、校内全体、専門機関等を含めた「ケース会議」の実施。
- SC、SSW、専門機関等と連携した校内研修の実施。

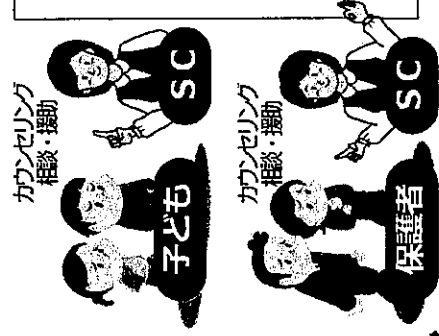
スクールカウンセラー（SC）との連携

スクールカウンセラーと効果的に連携するためには、臨床心理学の専門的な理論や技術を身につけている「心の専門家」としての諸機能（カウンセリング・アセスメント等）をどのように支援に結びつけるのが、組織として共通認識しておくことが重要です。

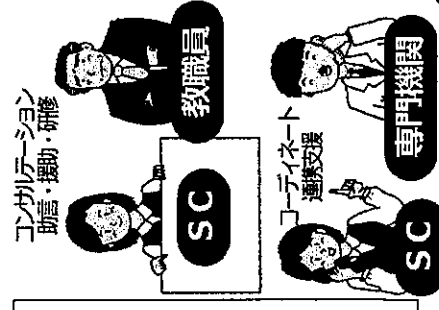
◆ SCの主な職務

- ・ 子どもや保護者へのカウンセリング活動やアセスメント活動
- ・ 子どもへの支援に関わるケース会議への参加（情報提供）や助言
- ・ 専門機関等と連携した支援をするための助言

スクールカウンセラーの役割（活動イメージ）



- 子どもや保護者へのカウンセリングやアセスメント（情報の整理・状況の見立て）
- 子どもとのコミュニケーションスキルを高める関わり（ソーシャルスキルトレーニングなど）
- 子どもとの心理的な発達に関わる助言
- 教職員へのコンサルテーション（助言・援助）・研修
- スクリーニング会議やケース会議への参加（情報共有・助言）
- 発達障がいに関わる相談・支援
- 専門機関等との連携支援（助言・援助）



トピック「外部専門家と連携して学校が主体的に取り組む」

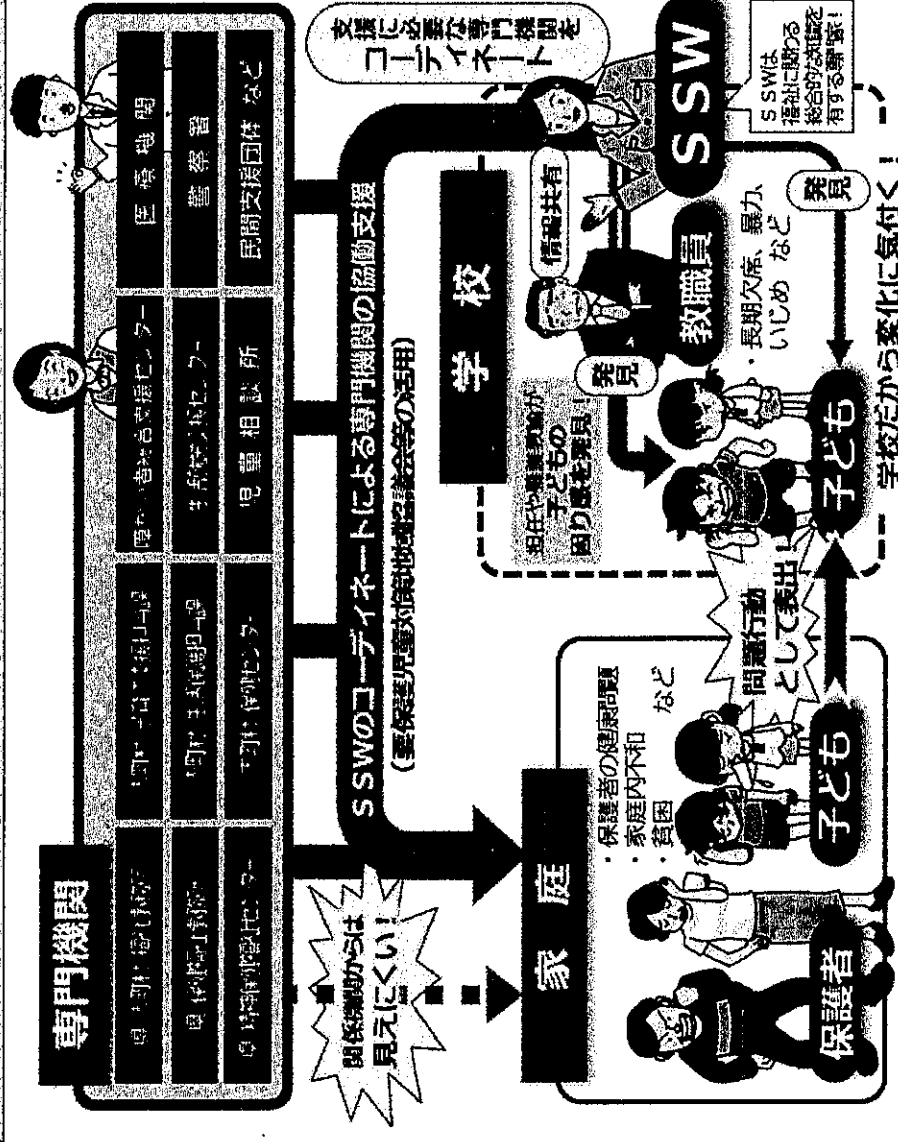
子どもや保護者にとって、スクールカウンセラーのように教職員以外にも相談できる外部専門家がいることは、学校や教職員に話しづらいことも相談できるという利点があります。しかし、外部専門家に「任せきり」になってしまうと、「学校は何もしてくれない」と子どもや保護者が感じてしまいます。子どもへの支援は、あくまでも学校が主体的に取り組む、そのために外部専門家と効果的に連携するという視点が大切です。

スクールソーシャルワーカー（SSW）とは？

不登校の背景に家庭的な問題（不和、貧困、虐待、依存、精神疾患）があり、学校だけでは解決が困難な場合、複数の専門機関と連携して支援する必要がありますが、効果的な連携をするためには、専門機関との「役割の分担」や「定期的な進捗状況の確認」「情報共有」など様々な調整が必要になり、それは技術的にも時間的にも教職員だけでは難しいものがあります。スクールソーシャルワーカーは福祉に関する総合的な知識と援助技術を有するため、専門機関との連携を適切にコーディネートできます。

スクールソーシャルワーカーの主な職務

- ・子どもや保護者へのアセスメント活動
- ・社会福祉や精神保健福祉に関わる保護者や教職員への助言
- ・家庭訪問や専門機関への同行を含めた家庭支援
- ・専門機関等を含めたケース会議の開催（協働支援体制の構築、連携、調整）
- ・要保護児童対策地域協議会への働きかけ（地域福祉行政との連携体制の構築）



トピック「要保護児童対策地域協議会（要対協）とは？」

要保護児童対策地域協議会とは、児童福祉法に定められたネットワーク会議のことで、要保護児童や要支援児童の情報や地域で共有し、連携して支援することを目的としています。公務員や医師などは守秘義務を遵守する必要がありますが、複数の専門機関が連携して支援する場合、連携機関同士の個人情報共有には注意が必要になります。この会議の中では、参加者同士が積極的に情報を共有することができ、知り得た秘密は守られます。協議会の設置主体は市町村担当課ですが、スクールソーシャルワーカーは市町村福祉関係機関をはじめ様々な専門機関との連携について豊富な経験があるため、要保護児童対策地域協議会等を活用しながら総合的な支援を行うことができます。